



- 行うに足りるものとして規則第4条の2の2で定める基準に適合するものであること。
- (6) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

参考

**【根拠法令】**

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

第8条第1項

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

**【基準法令】**

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

第8条の2第1項

都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則**

第4条第1項

法第8条の2第1項第1号（法第9条第2項において準用する場合を含む。次項におい

て同じ。)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二 削除

三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。

七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

(1) 燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。

(2) 燃焼ガスが、摂氏 800 度以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。

ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。

- (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
- (2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
  - (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。
  - (ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
- (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
  - (イ) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。
  - (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
  - (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
- (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

ヌ 固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。

ル 固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられている

こと。

- (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 常時換気することができる構造であること。
- (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

ヲ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。
- (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない。
- (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

ハ ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供す

る転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設（以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号チからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。

(イ) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。

(イ) ごみのガス化によつて得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(ハ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(4)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。

ロ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては前号へ及びリからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉍とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。

(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。

(4) 集じん器に流入するガスの温度 ((5)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度) を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第7号りの規定の例による。

十 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。

十一 破砕施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

ロ 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

ハ 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。

十二 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 運搬によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられていること。

ロ 管路の点検補修のための設備が設けられていること。

ハ 十分な容量を持つ貯留設備が設けられていること。

十三 選別施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであること。

ロ 選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。

十四 固形燃料化施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 次の要件を備えた破砕設備が設けられていること。

(1) 投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

(2) 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

(3) 爆発による被害を防止するために必要な防爆装置又は爆風逃がし口の設置その他

必要な措置が講じられていること。

- ロ 固形燃料化の対象とする廃棄物を容易に選別できる選別設備が設けられていること。
- ハ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を乾燥室に投入することができる供給装置が設けられていること。
- ニ 次の要件を備えた乾燥設備が設けられていること。
  - (1) 次の要件を備えた乾燥室が設けられていること。
    - (イ) 乾燥室内を廃棄物の乾燥に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。
    - (ロ) 外気と遮断されたものであること。
  - (2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
  - (3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視するための装置が設けられていること。
- ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
- ヘ 廃棄物に薬剤を添加する場合にあつては、廃棄物と薬剤とを十分に混合することができる薬剤添加設備が設けられていること。
- ト 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができる供給装置が設けられていること。
- チ 次の要件を備えた成形設備が設けられていること。
  - (1) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形できるものであること。
  - (2) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。
- リ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。
  - (1) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。
  - (2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。
  - (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。
- ヌ 固形燃料の保管設備を設ける場合は、第7号ルからカまでの規定の例によること。  
この場合において、第7号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」

とする。

十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

#### 第4条第2項

法第8条の2第1項第1号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第1号から第6号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次の要件を備えた受入設備が設けられていること。

イ 受入口は、し尿の受入れに際し、し尿が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

ロ 受け入れたし尿中の異物等を除去できる受入槽、スクリーン等が設けられていること。

二 次の要件を備えた貯留設備が設けられていること。

イ 消化槽等へのし尿の供給に必要な容量のものであること。

ロ 貯留槽内のし尿量を監視できる装置が設けられていること。

ハ スカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。

ニ 貯留する浄化槽に係る汚泥のし尿に対する比率が著しく変動するおそれがある場合にあっては、当該比率の変動に対応できるものであること。

三 嫌気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。

イ し尿の嫌気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。

ロ 嫌気性消化を促進することができるかくはん装置及びスカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。

ハ 発生ガスの脱硫装置並びに脱硫後のガスの貯留タンク及び燃焼装置が設けられていること。

四 好気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。

イ し尿の好気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。

ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。

ハ 好気性消化槽内のし尿のかくはん及び好気性消化に必要な空気量を供給することができるばつ気装置が設けられていること。

五 湿式酸化処理設備は、次の要件を備えていること。

イ し尿の湿式酸化処理を行うことができる十分な容量のものであること。

ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。

ハ 昇圧ポンプは、し尿を反応塔内に圧入するのに必要な加圧ができるものであること。

ニ 空気圧縮機又は熱交換器は、し尿の湿式酸化に必要な空気量又は熱量を供給できるものであること。

六 活性汚泥法処理設備は、次の要件を備えていること。

イ 脱離液、希釈水及び返送汚泥を混合する調整槽が設けられていること。

ロ ばつ気槽は、流入汚水量に応じた十分な容量のものであること。

ハ ばつ気槽内の汚水のかくはん及びばつ気に必要な空気量の供給ができるばつ気装置が設けられていること。

ニ ばつ気槽からの流入汚水量に応じた十分な容量の沈殿槽が設けられていること。

ホ 汚泥返送装置は、ばつ気槽の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができるものであること。

七 生物学的脱窒素処理設備は、次の要件を備えていること。

イ し尿の脱窒素及び硝化を行うことができる十分な容量のものであること。

ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。

ハ 脱窒素槽内のし尿のかくはんができる装置が設けられていること。

ニ 硝化槽内のし尿のかくはん及び硝化に必要な量の空気の供給を行うことができるばつ気装置が設けられていること。

ホ 汚泥返送装置は、脱窒素槽及び硝化槽内の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができるものであること。

ヘ 流入汚水量に対応して固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。

八 浄化槽に係る汚泥を専用に処理する設備は、固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。

九 放流水の消毒設備が設けられていること。

十 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を1リットルにつき20ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を1リットルにつき70ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を1立方センチメートルにつき3000個以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。

第4条の2

法第8条の2第1項第2号（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

第4条の2の2

法第8条の2第1項第3号（法第9条第2項、第9条の5第2項（法第15条の4におい

て読み替えて準用する場合を含む。)及び第9条の6第2項(法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

### 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

#### 第1条第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の2第1項第1号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 埋立処分場所(以下「埋立地」という。)の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い(次項第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備)が設けられていること。
- 二 入口の見やすい箇所に、様式第一により一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- 三 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。
- 四 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたもの(以下「擁壁等」という。)が設けられていること。
  - イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
  - ロ 埋め立てる一般廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
- 五 埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この号、次号及び次項第12号において同じ。)からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。
  - イ 埋立地(地下の全面に厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル(岩盤にあつては、ルジオン値が1)以下である地層又はこれと同等以上

の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性地層」という。）があるものを除く。以下イにおいて同じ。）には、一般廃棄物の投入のための開口部及びニに規定する保有水等集排水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分については、この限りでない。

(1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。ただし、遮水層が敷設される地盤（以下「基礎地盤」という。）のうち、そのこう配が50パーセント以上であつて、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート（以下「遮水シート」という。）若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。

(イ) 厚さが50センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒10ナノメートル以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。

(ロ) 厚さが5センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒1ナノメートル以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。

(ハ) 不織布その他の物（二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）の表面に二重の遮水シート（当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。

(2) 基礎地盤は、埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。

(3) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。

ロ 埋立地（地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下ロにおいて同じ。）に

は、保有水等の埋立地からの浸出を防止するため、開口部を除き、次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。

- (1) 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤が、ルジオン値が1以下となるまで固化されていること。
- (2) 厚さが50センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒10ナノメートル以下である壁が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。
- (3) 鋼矢板（他の鋼矢板と接続する部分からの保有水等の浸出を防止するための措置が講じられるものに限る。）が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。
- (4) イ(1)から(3)までに掲げる要件

ハ 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備（以下「地下水集排水設備」という。）を設けること。

ニ 埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない一般廃棄物のみを埋め立てるものについては、この限りでない。

ホ 保有水等集排水設備により集められ、へに規定する浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場又はへただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。

ヘ 保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる排水基準及び法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）に放流水の水質について達成することとした数値（ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）に関する数値を除く。）が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（維持管

理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値)に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。

ト へに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該進出駅処理設備の配管(以下「導水管等」という。)の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な凍結のための措置が講じられていること。

六 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

##### 第7条第5項第4号

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役

役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

へ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの